第２期美里町障害者計画

（第３期美里町障害福祉計画）

平成２４年３月

宮城県美里町

はじめに

美里町では、平成１９年３月に策定した「第１期美里町障害者計画」に基づき、障害のある方が、住み慣れた地域で安心し自立した生活を送ることができるよう障害者施策を推進してまいりました。また、平成２０年度に、国の定めた基本的な指針に基づく「第２期美里町障害福祉計画」を策定し、着実なサービス基盤の強化に努めてまいりました。

一方、国では、障害のある方の生活に大きな変化をもたらした障害者自立支援法に代わる新たな法制度の検討を進めています。また、国連の障害者権利条約の締結に向けた障害者基本法の一部改正、障害者虐待防止法の制定など障害のある方を取り巻く環境は大きく変化しようとしています。

このような状況の変化を踏まえて、この度、町では「第２期美里町障害者計画・第３期美里町障害福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、基本理念である「障害のある人も、ない人も　一人ひとり輝き、ともに生きるまちづくり」の実現を目指し、３つの基本目標と重点施策を定め、障害者施策の充実に努めるとともに、障害の有無にかかわらず、町民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の形成に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成２４年３月

美里町長　佐々木　功　悦

目　次

第１部　計画の概要
第１章　計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
１　計画の策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　障害者制度改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
５　障害者の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
６　計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第２章　本町の障害者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
１　障害者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
２　障害児の就学状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第３章　計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
２　基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
３　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第２部　障害福祉施策に関する事項
第１章　重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
第２章　施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第３章　地域生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第１節　相談支援・権利擁護・情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第２節　生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第３節　保健・医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
第４章　暮らしやすい環境づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
第１節　障害の相互理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
第２節　生活環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
第３節　防災・防犯への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
第５章　自立支援と社会参加の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
第１節　就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
第２節　社会参加の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
第３節　教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

第３部　障害福祉計画に関する事項
第１章　障害者自立支援法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
第２章　第２期美里町障害福祉計画の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

第３章　平成２６年度の目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
第４章　各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの
必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策・・・・・・・・・・・３５
第５章　地域生活支援事業の実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

第４部　計画の推進と進行管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６

障害福祉用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７

第１部　計画の概要

第１章　計画の基本的事項

１ 計画策定の趣旨

美里町は、平成１８年１月１日に「小牛田町」及び「南郷町」が合併し、新たなまちづくりを歩みはじめ、平成１９年３月に策定した「第１期美里町障害者計画」に基づき、障害福祉施策を推進してきました。この間、障害者数の増加、障害の重度・重複化が進み、利用者ニーズの多様化、特に高齢化による親亡き後の対応が重要となっており、今日的な課題に応じた施策の充実が求められています。

国では、平成１８年４月に障害者自立支援法が施行されたほか、学校教育法の改正による特別支援教育制度への転換、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）の制定、障害者基本法の改正など障害のある人の取り巻く環境が大きく変化しています。特に、障害者自立支援法では、３障害の一元化、サービス体系の再編、利用者負担の定率負担による見直しなど、これまでの制度の根幹を抜本的に見直すものとなり、地域生活移行の推進､就労促進と精神障害のある人への地域生活支援が大きな目標となりました。

県においては、平成２３年３月に「みやぎ障害者プラン」を新たに策定し、誰もが生きがいを実感しながら、ともに充実した生活を送ることができる地域社会づくりを進めています。

町では、こうした障害福祉の環境の変化に適切に対応していくために、障害者自立支援法における新サービス体系移行後の計画として策定したいずれも平成２３年度をもって計画期間を終了する第１期美里町障害者計画及び第２期美里町障害福祉計画を見直し、平成２４年度以後の新しい計画を策定するものです。

２ 障害者制度改革

平成１８年１２月に「障害者の権利に関する条約」（仮称。以下「障害者権利条約」という。）が国連総会で採択され、平成２０年５月に条約が発効しました。これを受けて、日本は平成１９年９月に条約に署名しましたが、権利条約批准までは至っていません。このため、政府は障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者施策の基礎となっている法制度そのものを抜本的に改革する障害者制度改革を進めてきました。

平成２１年１２月８日に内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」（以下「推進本部」という。）が設置され、推進本部の下で平成２２年１月から「障がい者制度改革推進会議」（以下「推進会議」という。）において制度改革に向けた検討が行われています。推進会議では、平成２２年６月７日に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」、同年１２月１７日に「障害者制度改革の推進のための第二次意見」が提出されています。第一次意見では、障害の有無にかかわらず相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を図ることを基本的な考え方とした内容のものであり、政府は、平成２２年６月２９日に第一次意見を踏まえて「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定したところであります。また、閣議決定において、障害者総合福祉法（仮称）について、平成２４年に法案提出、平成２５年８月までの施行を目指すこととされています。

そのため、推進会議の下に「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」（以下「総合福祉部会」

という。）が設置され、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けて検討が進められています。

総合福祉部会から平成２３年８月３０日に新法の骨格が提言され、推進会議の議論を経て推進本部に報告され、これを受けて政府は本格的に障害者総合福祉法（仮称）の作成作業に取りかかっています。

また、推進会議の第二次意見を受けて、政府は障害者基本法が権利条約の批准の受け皿となり得るよう平成２３年８月５日に障害者基本法を一部改正しました。

今回策定する美里町障害者計画・美里町障害福祉計画は、このような国の動きを見据えながら必要に応じて計画を見直すこととします。

３ 計画の位置づけ

美里町障害者計画は、障害者基本法の規定によるものであり、美里町障害福祉計画は、障害者自立支援法の規定によるものです。

美里町障害者計画は、町における障害者施策に関する基本的な施策を定めるもので、美里町障害福祉計画は、国の基本的な指針を基本とし、障害福祉サービス、相談支援等の地域生活支援事業が必要となる見込量や当該見込量を確保するための提供体制等に関する目標を定める計画です。

４ 計画期間

美里町障害者計画の計画期間は、平成２４年度から平成２９年度までの６年間とします。また、美里町障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づき３年を１期として定める規定により、平成２４年度から平成２６年度までとします。

５ 障害者の範囲

この計画における障害者の範囲は、障害者基本法の規定に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるため、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人を対象とします。また、高次脳機能障害や難病により同様な状態にある人も対象とします。

６ 計画策定体制

（１）障害者計画等策定委員会の開催

この計画を策定するため、障害者団体、福祉施設等の代表者で構成する「美里町障害者計画等策定委員会」を開催しました。委員会は、計２回開催され、計画策定に向けて審議されました。

〇委員会開催日

第１回策定委員会　　平成２４年　１月　５日

第２回策定委員会　　平成２４年　２月　２日

（２）アンケート調査の実施

町内に居住し、又は他自治体の福祉施設に入所する障害のある人と町内に居住する健常者を対象に美里町障害者計画を策定するため、生活の実態や意見・要望を把握するアンケート調査を実施し、回収状況は次のとおりでした。

アンケート種別	発送数	返送数	回収率（%）
障害者向け	２００	１４２	７１
健常者向け	２００	７４	３７
計	４００	２１６	５４

（３）ヒアリング調査の実施

町内の当事者団体、ボランティア団体、家族会、障害福祉サービス事業所と特別支援学校、委託相談支援事業所を対象に、美里町障害者計画に広く意見を反映するためヒアリング調査を実施しました。

第２章　本町の障害者の現状

１　障害者数の推移

（１）身体障害者手帳所持者の推移

平成１８年度から平成２２年度にかけて１級所持者が増加しており、障害の重度化が進んでいます。また、障害の種類別にみると内部障害の増加傾向が見られます。特に心臓機能障害が多く、生活習慣病とのかかわりが考えられます。

身体障害者手帳所持者数（等級別）　（人）

年度		平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度
全体	計	１，０９２	１，０１５	１，０２７	１，０５８	１，０８６	１，０９３
	１級	３３４	３１０	３１２	３３２	３４２	３５４
	２級	２２０	１９４	１９６	２０２	２００	２０２
	３級	１９５	１７５	１７６	１７４	１８２	１７２
	４級	２１１	２１３	２１４	２２１	２３４	２４１
	５級	７９	７２	７７	７８	７８	７９
	６級	５２	５１	５２	５１	５０	４５
18歳未満	計	１５	１０	１２	１２	１２	１１
	１級	4	4	6	6	6	5
	２級	4	1	1	0	2	2
	３級	2	1	1	3	2	2
	４級	4	4	4	3	2	2
	５級	0	0	0	0	0	0
	６級	1	0	0	0	0	0
18歳以上	計	１，０７７	１，００５	１，０１５	１，０４６	１，０７４	１，０８２
	１級	３３０	３０６	３０６	３２６	３３６	３４９
	２級	２１６	１９３	１９５	２０２	１９８	２００
	３級	１９３	１７４	１７５	１７１	１８０	１７０
	４級	２０７	２０９	２１０	２１８	２３２	２３９
	５級	７９	７２	７７	７８	７８	７９
	６級	５２	５１	５２	５１	５０	４５

（資料：美里町健康福祉課）

身体障害者手帳所持者数（障害種類別）

（全体）　（人）

年度	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度
全体	１，０９２	１，０１５	１，０２７	１，０５８	１，０８６	１，０９３
視覚障害	７７	７１	６８	７３	７６	７６
聴覚障害	９５	８０	７７	７６	７９	７８
平衡機能	１	１	１	１	１	１
音声言語	１２	１０	１２	１１	１４	１６
肢体不自由	６２３	５８２	５９４	６０８	６０７	６１３
心臓機能	１４５	１４６	１４９	１５５	１６４	１６８
腎臓機能	６３	６０	５７	６０	６４	６８
呼吸器機能	４４	３２	３４	３７	３６	３４
直腸機能	３１	３３	３５	３７	４３	３７
小腸機能	１	０	０	０	１	１
肝臓機能	－	－	－	－	－	１

（１８歳未満）　（人）

年度	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度
計	１５	１０	１２	１２	１２	１１
視覚障害	０	０	０	０	０	０
聴覚障害	８	３	２	３	２	２
平衡機能	０	０	０	０	０	０
音声言語	０	０	０	０	０	０
肢体不自由	５	４	５	５	４	５
心臓機能	１	２	３	３	３	２
腎臓機能	０	０	０	０	０	０
呼吸器機能	０	０	０	０	０	０
直腸機能	１	１	２	１	１	１
小腸機能	０	０	０	０	０	１
肝臓機能	－	－	－	－	－	０

（資料：美里町健康福祉課）

（１８歳以上）　　（人）

年度	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度
全体	１，０７７	１，００５	１，０１５	１，０４６	１，０７４	１，０８２
視覚障害	７７	７１	６８	７３	７６	７６
聴覚障害	８７	７７	７５	７３	７７	７６
平衡機能	１	１	１	１	１	１
音声言語	１２	１０	１２	１１	１４	１６
肢体不自由	６１８	５７８	５８９	６０３	６０３	６０８
心臓機能	１４４	１４４	１４６	１５２	１６１	１６６
腎臓機能	６３	６０	５７	６０	６４	６８
呼吸器機能	４４	３２	３４	３７	３６	３４
直腸機能	３０	３２	３３	３６	４２	３６
小腸機能	１	０	０	０	０	０
肝臓機能	－	－	－	－	－	１

（資料：美里町健康福祉課）

（２）療育手帳所持者数の推移

平成１７年度から平成２２度にかけて所持者数が増加傾向にあります。特に、中度と軽度（障害程度 B）の知的障害者が増加しています。

療育手帳所持者数　　（人）

年度		平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度
全体		１５０	１５５	１５８	１６７	１７１	１７４
18歳未満	A	１３	８	７	６	５	６
	B	１３	１４	１４	１８	２０	２０
	計	２６	２２	２１	２４	２５	２６
18歳以上	A	５５	６１	６４	６４	６５	６５
	B	６９	７２	７３	７９	８１	８３
	計	１２４	１３３	１３７	１４３	１４６	１４８

（資料：宮城県リハビリテーション支援センター）

（３）精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

年度によってばらつきがありますが、所持者数は微増傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数　（人）

年度	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度
全体	６１	５７	６１	６９	６７	６７
１級	１５	１５	１１	１０	１１	１３
２級	３３	２９	３５	３９	３９	４９
３級	１３	１３	１５	２０	１７	１４

（資料：宮城県精神保健福祉センター）

（４）自立支援医療（精神通院医療）認定者数の推移

平成１８年度に障害者自立支援法が施行されて以降、公費負担制度を活用して精神科の医療機関に通院する人が大幅に増加しております。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数と大きくかい離しています。

自立支援医療（精神通院医療）認定者数　（人）

年度	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度
全体	３４	１６２	１７９	１９９	２２４	２４９

（資料：宮城県精神保健福祉センター）

自立支援医療（精神通院医療）疾患名の内訳　（平成２３年３月３１日現在）

疾患名	総　数
症状性を含む器質性精神障害	7
アルコール、覚醒剤による精神及び行動の障害	8
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	１０９
気分（感情）障害	６７
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	１３
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	0
成人のパーソナリティ及び行動の障害	2
精神遅滞（知的障害）	5
心理的発達の障害	7
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	2
てんかん	２９
合　　計	２４９

２ 障害児の就学状況

町の障害児の障害児通園施設、特別支援学校、町内の幼稚園・保育所、小・中学校特別支援学級及び通級指導教室の就学状況は、次のとおりです。

（１）障害児通園施設･特別支援学校在学者数　（人）

区分	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
大崎ほなみ園	0	－	－	－	0
小牛田高等学園	－	－	－	2	2
古川支援学校	－	5	4	6	１５
聴覚支援学校小牛田校	1	0	－	－	1

（資料：美里町教育委員会　平成２３年４月１日現在）

（２）幼稚園・保育所における障害者数　（人）

区分		園数	障害児
幼稚園		4	6
	公立	4	6
保育所		0	0
	公立	0	0
	私立	0	0

（資料:美里町子ども家庭課、美里町教育委員会　平成２３年４月１日現在）

（３）特別支援学級　（人）

区分	小学校		中学校	
	学級数	在学者数	学級数	在学者数
肢体不自由	1	1	0	0
難　　聴	4	9	3	8
弱　　視	1	1	0	0
知的障害	1	1	0	0
情緒障害	6	7	2	2
計	１２	１８	5	１０

（資料：美里町教育委員会　平成２３年４月１日現在）

（４）通級指導教室の状況　（人）

区分	計
ことばの教室	２１

（資料：美里町教育委員会　平成２３年４月１日現在）

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

美里町総合計画の基本理念を、第２期美里町障害者計画の基本的な考え方として捉えます。

障害のある人も、ない人も
一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり

障害のある人も、ない人も
「一人ひとりが輝き」・・・「もっている力を出して、生きがいを見つけます」
「ともに生きるまちづくり」・・・「社会の仲間の一人としてあらゆる社会の活動に加わります」

という基本的な考え方とします。

２　基本目標

この基本理念を実現するために次の基本目標を掲げ、各種施策、事業を推進します。

①　「地域生活支援の充実」

障害のある人が住み慣れた地域で自立して生活を営むためには、計画的な障害福祉サービスの基盤整備を図るとともに、ライフステージを通じて、気軽に相談できる支援体制により利用者ニーズに応じた日常生活、社会生活上必要となる効果的なサービスを展開します。

②　「暮らしやすい環境づくりの推進」

障害のあるなしにかかわらず、すべての町民にとって、安全で安心して日常生活、社会生活をできるよう、建築物、道路、公共施設などが利用しやすいように配慮した環境づくりを進めます。

③　「自立支援と社会参加の促進」

地域社会において、社会の一員として共に生活し多様な活動ができるよう支援します。就労は、自立・社会参加を進める上で重要であり、能力と特性に応じた就労支援を行います。また、教育においては、将来の自立や社会参加に向けて発達段階に応じた一貫した相談支援により障害のある児童生徒に適した教育を推進します。

３　基本方針

この計画を進めるに当たっては、全ての町民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる「障害のある人の自己決定と自己選択の尊重」「実施

主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化等」及び「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」を基本方針とします。

① 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

② 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化等

実施主体を市町村に統一し、従来、身体障害、知的障害及び精神障害に分かれていた障害種別ごとの制度を一元化することにより、サービスの充実と地域間で格差のあるサービス水準の均てん化（格差是正）を図ります。

③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

第２部 障害福祉施策に関する事項

第１章　重点施策の推進

町では、今後、本計画において次の事項を、重点的に進めていくこととし、各種施策を着実に推進していきます。

１ 相談支援事業の充実・強化について

町の障害者相談支援事業は、大崎圏域１市４町で、障害種別ごとに２つの社会福祉法人に委託し、実施しています。委託相談支援事業所は大崎市に所在し、相談など必要時に本町に訪問する体制で行っているのが現状です。障害者自立支援法施行以後、年々、町健康福祉課、相談支援事業所に訪れる相談者が増えており、福祉サービスの利用、不安の解消、健康・医療に関する相談など多岐にわたり、相談内容も複雑化・長期化している状況です。今日的な課題として親亡き後の対応としての権利擁護の推進、虐待防止への対応なども求められつつあります。また、精神障害のある相談者に対して、訪問による支援や休日、夜間における相談対応も必要です。さらに、数字に現れない手帳の未取得者や福祉制度を利用していない潜在的な人で、相談に行けない方も多くいます。

こうしたことから、障害のある人が地域で安心して暮らすためには、いつでも気軽に相談できる、必要なときに必要なサービスを適切に支援できる体制が重要です。障害のある人、家族が抱える多様な問題の解決のための寄り添った相談支援を図るため、これまで他市町と共同設置した相談支援事業所を、町域単位で設置し、相談支援事業の充実・強化を図ります。

２ 親亡き後の対応について

（１）障害福祉サービスの基盤整備について

障害のある多くの人や家族が切実に求めている親亡き後の安心した生活の確保が大きな課題となっています。アンケート調査を見ましても、将来の生活は、グループホームや福祉施設の入所を望んでいる人が増えています。

町では、今後、利用者の意向調査を踏まえてグループホーム・ケアホームの基盤整備を図るため、町内の社会福祉法人に働きかけを行い、地域の相互理解を深めるとともに、居住の場の確保に努めます。

障害のある家族の介助負担軽減を図るため、短期入所サービスが重要です。町内では実施事業所が１箇所で対象となる障害も限られております。精神障害の対象施設は大崎市の援護寮のみで、さらに身体障害のある人が利用できる施設は、仙台圏域に限られます。また、家族の事情で一時的にサービスを利用したい人のサービス調整の相談が増えており、施設の確保が難しい現状です。

このような状況の中、本町の障害福祉サービス事業所「わ・は・わ美里」は３障害対象の事業所でありますが、短期入所サービス機能が整備されていないため、短期入所サービスの施設整備を働きかけるとともに、その支援を行い、家族が緊急時に介助できない場合の入所支援とします。

（２）成年後見制度の推進について

親亡き後の身寄りがなく、判断能力がない知的障害のある人、精神障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用が必要と認められる障害のある人に対する町が行う家庭裁判所への申し立て手続きについては、委託相談支援事業所に委託するとともに、生涯にわたり見守り、

生活支援できるよう成年後見制度の推進を図ります。

３ 外出支援の充実について

障害のある人の外出支援については、社会参加の促進を図る上で重要です。これまで、町では、福祉タクシー助成支援、住民バスの運行をはじめ段階的に外出支援の施策を進めてきました。しかし、重度の身体障害のある人が、タクシーやバスを利用するのは身体的に困難であることが大きな課題でした。こうした重度の身体障害を持つ人の外出支援を図るため、町社会福祉協議会に対し、福祉有償運送による移送サービス事業の働きかけを行います。

基本理念			重点施策
障害のある人も、ない人も　一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり	**基本目標１　地域生活支援の充実**		①相談支援事業の充実・強化 ②親亡き後の対応 ③外出支援の充実
	第１節　相談支援・権利擁護・情報提供の充実	（１）相談支援の充実 （２）権利擁護の推進 （３）情報提供の充実	
	第２節　生活支援の充実	（１）在宅福祉サービスの充実 （２）日中活動の場の充実 （３）居住の場の確保	
	第３節　保健・医療	（１）疾病の予防と障害の早期発見の推進 （２）医療の充実 （３）難病対策の推進 （４）医療費助成等の支援	
	基本目標２　暮らしやすい環境づくりの推進		
	第１節　障害の相互理解	（１）啓発 （２）福祉学習の推進	
	第２節　生活環境	（１）公共施設等の整備 （２）住環境の整備	
	第３節　防災・防犯への対応	（１）災害への対応 （２）防犯への対応	
	第４節　地域で支えあい	（１）ボランティア養成講座と活動支援 （２）災害要援護者支援制度の推進	
	基本目標３　自立支援と社会参加の促進		
	第１節　就労支援	（１）一般就労の支援 （２）福祉的就労の促進	
	第２節　社会参加の促進	（１）外出支援の充実 （２）情報支援 （３）コミュニケーション支援 （４）スポーツ・レクリエーション活動の推進	
	第３節　教育	（１）一貫した相談支援体制の整備 （２）乳幼児期の支援 （３）就学前の保育、教育、療育の充実 （４）学校教育の充実	

第３章　地域生活支援の充実

第１節　相談支援・権利擁護・情報提供の充実

現状と課題

障害のある人や保護者からの相談に応じる窓口として、美里町健康福祉課と健康福祉課分室が主なものとなっていましたが、平成１８年１０月から障害者自立支援法に基づく障害者相談支援事業を、大崎圏域１市４町において、障害別に２つの相談支援事業所に委託し相談窓口を設置し、相談支援事業が行われています。

近年、福祉サービスの利用や親亡き後の権利擁護などに関する相談利用者が増加するとともに、相談内容が多岐にわたり、問題も複雑化・長期化している現状です。また、障害のある人が、住み慣れた地域で住み続けるには、障害のある人や保護者の相談に応じ、必要な情報提供や福祉サービスの利用支援などニーズやライフステージの課題に対応したケアマネジメントと保健・医療・福祉・教育などの連携した支援体制を必要としています。

また、障害のある人が利用する福祉サービス等を自分で選び、自分で決めることができるよう適切な情報提供が必要です。

施策の方向

（１）相談支援の充実

障害のある人や保護者の在宅生活での不安解消を図ることにより、地域生活で安心し自立した生活が送れるよう、行政機関、委託相談支援事業所の相談機関の機能を強化し、地域の身近な障害者相談員と連携を図りながら相談支援の充実を図っていきます。

【推進する施策】

①　相談支援体制づくりの構築

現在、大崎圏域において１市４町により共同で委託する障害者相談支援事業は、相談事業所が大崎市にあります。今後、相談支援の利便性を高める必要がありますので、より身近で寄り添った相談支援を行う相談支援事業所を町単独のものとし、町健康福祉センター内に設置、ワンストップで相談支援できるよう体制整備します。また、障害のある人の多様なニーズやライフステージ全段階に応じた総合的かつ一体的な相談支援が行われるよう、行政機関、相談機関等が緊密に連携し、きめ細かな支援を行います。

（主な事業）障害者相談支援事業

②　障害者相談員、民生委員・児童委員との連携

地域の身近な相談者として身体障害者相談員と知的障害者相談員を配置し、障害者相談員や民生委員・児童委員から障害のある人の相談内容が、行政機関や相談支援事業所に情報提供され、障害のある人等の抱える問題が相談支援につながるよう連携を図ります。

（主な事業）身体障害者相談員、知的障害者相談員設置事業

③　地域自立支援協議会の活用

大崎圏域１市４町で設置した大崎地域自立支援協議会を活用し、この協議会を中心とした関係機関・関係団体とネットワークを構築し、圏域全体で個別の課題の積み重ねから浮かび上がった地域課題を検討し、課題解決を図ります。

（主な事業）地域自立支援協議会の運営

（２）権利擁護の推進

障害のある人が、判断能力が不十分であっても、必要な福祉サービスを適切に利用しながら住み慣れた地域で安心して生活できるよう権利擁護する事業を推進し、町社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業や親亡き後の対応として成年後見制度の利用促進を図ります。

障害者虐待防止法に基づき、障害のある人に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応など適切な支援を行います。

【推進する施策】

① 成年後見制度利用支援事業等の促進について

成年後見制度利用支援事業は、制度の実施促進を図るため平成２４年４月から市町村地域生活支援事業の必須事業となりました。今後、親亡き後の対応として成年後見制度は重要で、身寄りのない知的障害のある人又は精神障害のある人の場合は、成年後見の申し立てを町が行うとともに、資力のない人には成年後見制度に要する費用を助成し、その利用支援を促進します。また、町社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助、日常的金銭管理、重要書類の預かりなどの支援を行う地域福祉権利擁護事業を促進します。

（主な事業）成年後見制度利用支援事業、地域福祉権利擁護事業

② 権利擁護の推進について

障害者虐待防止法に基づき、平成２４年１０月１日から町では通報窓口や相談等を行う障害者虐待防止センターを設置し、保護者や施設からの通報義務の周知を図ります。また、一時保護などの措置を講じるなど障害のある人に対する虐待の防止、早期発見の体制づくりを進めます。

（３）情報提供の充実

障害のある人が、自らの選択により適切なサービスを利用する場合や、医療、保健など日常生活を営むために多種多様の情報を必要としますので、障害特性に配慮した情報提供に努めます。

（主な事業）障害者手帳を交付する際に「障害福祉サービスパンフレット」を配布し、制度説明を行います。また、諸制度の情報を啓発するため、定期的に町の広報紙、町のホームページ、また、町社会福祉協議会が発行する「声の広報」に掲載し、情報提供に努めます。

第２節　生活支援の充実

現状と課題

障害者自立支援法が施行され、精神障害のある人が福祉サービスの対象となり、利用ニーズが年々増加しています。引き続き、障害のある人の障害の状況や特性に応じて、一人ひとりが持っている個性や能力を最大限に伸ばす支援が必要です。

障害のある人が住み慣れた地域で自立して生活を営むためには、在宅福祉サービスや日中活動の場の確保など計画的な障害福祉サービスの整備が必要です。町では、これまで社会福祉法人を誘致し、特別支援学校の卒後対策に対応した障害福祉サービス事業所の基盤整備と主に精神障害のある人を対象とした地域活動支援センター事業を拡充し、障害のある人の自立生活の支援に努めてきました。今後、高齢化に伴う親亡き後の対応が重要な課題となっており、グループホーム、ケアホームの居住系サービスの基盤整備が必要とされています。

アンケート調査では、自立志向から将来、一人暮らしをしたいと思っている人や、買い物や通院などの外出する機会にヘルパーを利用したい人が多いことから家事援助、通院介助などのホームヘルプサービスの必要性が高まるものと考えられます。

施策の方向

（1）在宅福祉サービスの充実

在宅生活で必要とする各種サービスを利用者のニーズに応じて適切に提供していきます。

【推進する施策】

① 訪問系サービスの実施

在宅での生活を支える訪問系サービスとして、ホームヘルプサービスの利用が増加し、ALS 患者などの在宅支援として重度訪問介護サービスも重要となっています。また、一人暮らしをする人や、通院介助などを必要とする方が多くなると見込まれますので、今後も、居宅サービス事業所と連携し、障害の特性に応じたサービスを提供していきます。

② 福祉用具の支給

障害のある人が自立して生活するには、身体機能を補う補装具や日常生活上の便宜を図る日常生活用具を必要としますので、その適切な支給により在宅での生活する障害のある人の日常生活能力の向上を図ります。

（主な事業）補装具費支給、日常生活用具給付等事業

③ 医療的ケアの対応について

常に医療的ケアを必要とする重症心身障害者等には、訪問看護サービスを活用し、在宅生活を支援します。

（2）日中活動の場の充実

障害のある人が、自立した日常生活、社会生活を営むためには、日中活動する場が必要であり、各種サービス事業所と連携し、適切な支援を受けられるよう日中活動の場の充実を図ります。

【推進する施策】

① 障害福祉サービスの活動拠点

町内にある通所サービス事業所の「のぎく」と「わ・は・わ美里」は、障害のある人の活動拠点とし、サービス事業所と連携を図りながら日中活動の場として充実を図ります。

② 地域活動支援センターの運営

町は、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターにおいて、心身の状態が回復せず、閉じこもり・引きこもりにより社会参加に向けた訓練ができない状態にある精神障害のある人などを対象に、日中活動支援や社会参加に向けた憩いの場として運営していきます。

③ 介護者の支援

障害福祉サービスの提供により、家族の介護負担軽減を図り介護者支援に努めます。

④ 障害のある子どもの居場所の確保

放課後や長期休暇時における子どもの居場所づくりを推進します。

（主な事業）日中一時支援事業、いこいの場通所支援事業

（３）居住の場の確保

保護者の高齢化により「親なき後」への不安のため、入所福祉施設へのニーズが高い状況にあります。今後、社会福祉法人が行う居住系サービスの基盤整備を働きかけ、居住の場を確保に努め､障害のある人が住み慣れた地域で親なき後も安心して住み続けられるよう支援していきます。

ケアホーム、グループホームの基盤整備では、地域の理解や協力が必要なことから整備に関する環境づくりを進めていきます。

施策の方向

日常生活の介護、援助を受けながらケアホーム、グループホームや短期入所の施設の設置・運営に対する支援を行い、居住の場、生活の場の確保に努めます。

【推進する施策】

① 町内にある福祉事業者を中心にケアホーム、グループホームの基盤整備の働きかけを行います。

（主な事業）障害福祉サービス事業所整備事業補助金

② 親亡き後を見据えてケアホーム、グループホームの体験的な利用を積み重ね、アパートやケアホーム等での自立した生活ができるよう支援します。

（主な事業）知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業

第３節　保健・医療

現状と課題

町の障害者数が年々増加し、特に、生活習慣病を原因とする障害や精神障害が主なものとなっています。

乳幼児期においては､発達に個人差がみられる時期で､情緒や発達に関する相談が増えており、継続的な支援が必要です。

このため、障害のあるなしに関わらず、安心して生活を送るには障害原因の疾病の予防や早期発見・治療が重要であり、また、地域医療体制の充実が求められています。

施策の方向

（１） 疾病の予防と障害の早期発見の推進

障害の原因となる疾病と障害を健康診査などにより早期発見し、保健指導を推進します。

【推進する施策】

① 妊婦健診・乳幼児健診を通して、疾病や障害を早期に発見・治療し、障害の予防に努め、母子保健を推進し育児支援を行います。

② 障害を伴う可能性がある、がん、脳血管疾患などの生活習慣病予防のため、健康診査、検診や健康教育・保健指導により発生予防に努めます。

③ 精神科医による精神保健相談事業を行い、うつ病など心に健康問題を抱える方の相談支援を行います。

（主な事業）精神保健相談事業

④ 町の健康福祉センターや活き生きセンターの機能充実を図り、アウトリーチによる健康相談や保健指導など地域保健活動の推進に努めます。

（２） 医療の充実

事故による外傷や脳血管疾患による障害の予防・軽減のため、救急患者を受ける救急医療体制の整備が求められています。大崎圏域の第三次救急医療機関は、大崎市民病院救命救急センターであり、関係市町と連携し救急医療体制を整備していきます。

（３） 難病対策の推進

難病に対する支援が遅れており新たな障害として認知を高める必要がありますので、難病に対する支援を行います。

【推進する施策】

① 難病患者を対象としたホームヘルプサービス、日常生活用具の給付と小児慢性疾患児を対象とした日常生活用具の給付を行い、介護者の負担軽減と日常生活上の便宜を図り難病患者に対する支援を行います。

（主な事業）難病患者等ホームヘルプサービス事業、難病患者等日常生活用具給付事業、小児慢性児日常生活用具給付事業

② 宮城県特定疾患治療研究事業・宮城県小児慢性特定疾患研究事業の対象者で、低所得者に対して福祉年金を給付し生活支援します。

（主な事業）特定疾患等福祉年金

③ 宮城県特定疾患治療研究事業・宮城県小児慢性特定疾患研究事業による医療費助成の公費負担制度の活用を促します。

（４） 医療費助成等の支援

障害のある人や家族の医療費負担を軽減し、医療機会の確保と社会復帰を支援します。

【推進する施策】

① 心身障害者医療費助成事業により、重度の障害のある人の医療費に要する費用を助成します。

（主な事業）心身障害者医療費助成事業

② 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）を活用し、医療費負担の軽減と障害の除去、日常生活の機能回復と社会復帰を支援します。

第４章　暮らしやすい環境づくりの推進

第１節　障害の相互理解

現状と課題

障害のある人が地域で安心して生活していくためには、福祉サービスの充実だけでなく、町民一人ひとりが疾病や障害に対する正しい理解と認識を深める必要があります。障害への理解は浸透しつつあるもの差別や偏見が見受けられます。

障害者基本法が改正され、合理的配慮を行うことが規定されましたので、障害のある人一人ひとりの障害に応じた対応として合理的配慮を啓発します。

施策の方向

（１）啓発

障害に対する町民の理解は、十分ではなく社会全体で障害についての理解を深める啓発を推進します。

国連の障害者権利条約では、「合理的配慮がないことは障害のある人に対する差別である」と定義されています。また、障害者基本法の一部が改正され、差別の定義では合理的配慮を行うことが明記されました。今後、障害のある人と合理的配慮を提供する立場相互に、個々の障害のある人にふさわしい対応を検討するとともに、合理的配慮の啓発を促進します。

【推進する施策】

① 毎年１２月３日～９日までの障害者週間や９月の障害者雇用支援月間における広報紙などを通じ啓発活動を推進します。

② 「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」の取り組みを通して、関係機関の協力を得て、障害に対する理解を促進します。

（２）福祉学習の推進

生涯学習、学校の総合的な学習の機会を通して福祉学習を開催し、障害や障害のある人についての相互理解を深めるよう推進します。

【推進する施策】

① 生涯学習事業の出前講座の実施、町社会福祉協議会が行う学校でキャップハンディ体験学習や福祉体験学習などを実施しており、優しい、思いやりのある子どもを育みます。

（３）町職員の意識向上

障害保健福祉業務に携わる町職員の障害に対する理解をより一層深めるため、関係機関が行う研修会に積極的に参加し、職員の意識向上を図ります。

第２節　生活環境

現状と課題

障害のある人が安全に安心して生活し、社会参加するためには、建築物や道路、公共交通機関の生活環境の整備が必要です。

町では、障害のある人にやさしいまちづくりを進め、庁舎の自動ドア化、点字ブロック設置、駅東地域交流センターには、オストメイト対応トイレの整備、文化会館の身体障害のある人に配慮した改修を行うなど、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や県の「だれもが住みやすい福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉的配慮した整備を推進してきました。

施策の方向

（１）公共施設等の整備

町では、障害のある人が利用しやすいようにバリアフリー化を推進し、障害のある人にも、ない人にも、やさしいまちづくりを進めます。

【推進する施策】

① 公共施設等の整備

公共施設の建築・改修等や町道整備を行う場合には、歩道の段差解消など障害のある人に配慮した環境整備を進めます。

② 学校校舎のバリアフリーについて

障害のある子どものみならず、児童、生徒が安全に利用できるよう校舎のバリアフリー化に配慮します。

（２）住環境の整備

【推進する施策】

重度の障害のある人が日常生活を営むのに段差などにより支障のある場合、住環境の改善を図るため住宅改修の支援を行います。

（主な事業）日常生活用具給付等事業（住宅改修費、移動・移乗支援用具）

第３節　防災・防犯への対応

現状と課題

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災では、多くの尊い人命や財産が奪われ、これまで日本が経験したことのない規模の被害をもたらしました。現行の地域防災計画では、障害のある人や高齢者等の要援護者の把握と安否確認などであったため、想定外の規模の震災のため、震災時の障害者支援では、避難誘導や燃料・食料・物資の調達が十分に行き届きませんでした。今後、大規模地震に備え、避難誘導、福祉避難所のあり方などを地域防災計画の見直しの中で対応する必要があります。

（施策の方向）

（１） 災害への対応

東日本大震災により、障害のある人の災害支援の重要性が改めて高まりました。今回の震災時

の実態を検証し、避難誘導、福祉避難所などのあり方を検討します。
【推進する施策】
① 災害時要援護者支援制度の推進
町では、障害のある人や高齢者などが、災害時に避難誘導や安否確認などの支援を地域の中で受けられるよう要援護者登録を個人情報保護に留意しながら進め、支援体制を整備します。
② 福祉避難所の確保
障害のある人向けの福祉避難所として「のぎく」と「わ・は・わ美里」の施設を指定します。また、各施設には、自家発電装置を配備しましたので、停電時に電源の確保に対応できます。
施設には、水・食料等の災害備品の備蓄を呼びかけるとともに、災害時には福祉避難所の燃料等の確保に努めます。
③ 福祉避難所に誘導する対象者
自閉症や発達障害を持つ人は、避難所でのパニックが想定されるので一般の避難所と分けて配慮すべき対象者として家族とともに福祉避難所に誘導することとし、事前に対象者を選定します。

（２） 防犯への対応
障害のある人や高齢者など弱者を対象とした悪質商法による消費者被害が増えています。その防止を図るため、消費者生活相談員と連携し情報提供や消費者教育に努めます。

第４節　地域で支え合い

現状と課題
障害のある人が住み慣れた地域で生活していくためには、社会福祉サービスの充実とともに障害のある人を地域で支えていく体制が必要です。
町社会福祉協議会では、地域福祉の担い手となるボランティアの人材育成や個人・団体ボランティアの活動などの支援を行っています。また、町の災害時要援護者支援制度では、災害発生時に地域で安否確認等の支援活動があり、近隣同士のつながりの輪を充実していくことも必要です。
今後も、地域の人たちが見守り、支え合い、助け合うために、町社会福祉協議会や地区協議会と連携し、ボランティアの養成、活動を支援していく必要があります。

（施策の方向）
町社会福祉協議会やボランティア活動を行う団体等と連携し、地域福祉の担い手となるボランティア養成、活動支援を推進します。
（１）ボランティア養成講座と活動支援について
町社会福祉協議会が行うボランティア養成講座を支援し、また、ボランティア活動の場を提供します。
（２）災害時要援護者支援制度の推進（再掲）
町では障害のある人や高齢者が、災害時に避難誘導や安否確認などの支援を地域の中で受けられるよう要援護者登録を進めており、地域で支え合う体制を整備します。

第５章　自立支援と社会参加の促進

第１節　就労支援

障害のある人も、ない人も、自立し、安定した生活を送るために「働きたい」という意欲は、誰しもが持っているものであり、就労は社会の一員として社会参加し、生きがいを持って生活を送る面からも極めて重要です。

障害者自立支援法では、就労移行支援事業の創設により就労支援が強化され、また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正など働く環境の形成のため法制度整備が進められています。しかし、雇用をめぐる環境は厳しい状況にある中で、福祉的就労から一般就労への移行促進を目指していくことが課題となっています。

施策の方向

（１）一般就労の支援

一般就労に向けて関係機関と連携強化し、就労相談、企業等への啓発と職業訓練による能力向上を図り就労機会の提供の確保に努め、職業的自立を支援します。

【推進する施策】

①　就労相談の促進

障害のある人の生活支援を含めた、社会適応力や意欲に関する就労相談を関係機関と連携し対応していきます。

②　障害者雇用の理解促進

障害のある人の就労支援には雇用する企業等の理解が不可欠であり、障害者雇用制度の周知をはじめ企業等の障害に対する理解啓発を図るとともに、地域自立支援協議会などを通じて情報共有し企業等と連携していきます。

③　就労移行支援事業等の促進

就労移行支援事業の利用促進や職業訓練を図る支援機関において、障害の特性に応じて障害のある人の知識・能力向上を図りスキル習得を支援します。

④　職場適応の支援

短期間の試行雇用（トライヤル雇用）、職場適用援助者（ジョブコーチ）制度を活用し、職場適応できるよう支援していきます。

⑤　法定雇用率

町においては、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率は達成しております。今後も町職員の雇用について努力していきます。

（２）福祉的就労の促進

企業等への就労が困難な障害のある人に対して、社会参加や日中活動の場を確保し、障害特性に応じた支援により、工賃拡充に向けた取組みを図るため、自立生活と福祉的就労を促進します。

【推進する施策】

①　町、企業等からの受注

町が委託する公共施設の管理業務の受注により、就労機会の確保を図ります。また、企業等の協力を得て作業発注を受けられるよう、福祉事業者と連携し働きかけを行います。

② 授産製品の販路拡大について

福祉事業者の授産製品を催事等で販売促進を支援します。

第２節　社会参加の促進

障害のある人が地域の中で自立して生活していくためには、移動手段や情報等、社会参加するための手段の確保が必要不可欠です。

町では、移動支援、福祉タクシー利用助成事業や住民バスの運行により障害のある人の利便性の向上に努めています。

聴覚障害のある人の意思疎通を図るため、宮城県ろうあ協会から手話通訳者の派遣や町内の要約筆記サークルから要約筆記奉仕員の派遣を行っています。

また、教育においては、障害のある子どもが将来、自立し社会参加できるよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援が求められています。

今後も、障害のある人が自立生活を営み社会参加するために、こうした支援制度を一層活用する必要があります。

（１）外出支援の充実

日常生活に必要な外出支援のため移動手段を確保し、障害のある人の生活圏の拡大に努めます。また、福祉タクシーを利用できない重度の身体障害のある人を対象とした外出支援として、福祉有償運送による移送サービスを検討していきます。

【推進する事業】

① 住民バスは、大崎市民病院をはじめ町立南郷病院、公共施設へ運行されており、医療機会の確保などに結びついています。また、障害のある人と介助者の運賃を無料にし、負担軽減を図っています。

② 同行援護、移動支援事業により視覚障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、移動の介助を行います。

③ 自動車運転免許取得のための支援、身体障害のある人向けの自動車改造のための支援を行うことで通勤手段の確保などに繋がっています。

（主な事業）自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

④ 町内のタクシー事業者に福祉タクシー利用助成事業を依頼し、料金の一部を助成し重度の障害のある人の移動手段を確保し社会参加を促進します。なお、重度の身体障害のある人の場合、小型タクシーの乗降が困難のため新たに福祉有償運送を見据えた移送サービスを検討します。

（主な事業）福祉タクシー利用助成事業

（２）情報支援

町社会福祉協議会が行う声の広報や庁舎等の窓口に拡大読書器を設置しましたので、文字による情報入手が困難な障害のある人に情報提供に努めます。

【推進する事業】
① 声の広報
町社会福祉協議会では、町が発行する広報を音声化したテープを「声の広報」として視覚障害のある人に配布し必要度の高い情報等を提供していきます。
② 公共窓口における情報支援
町の小牛田庁舎、南郷庁舎、さるびあ館、活き生きセンター、小牛田図書館に設置した拡大読書器を活用し視覚障害のある人向けに情報提供を行います。
③ 障害者団体等の活動支援について
障害者団体、家族の会の活動について、研修会等を開催し不安解消や情報支援を行い団体等の活動支援と社会参加を促進します。

（3）コミュニケーション支援
健常者との意思疎通の困難な聴覚障害のある人を対象に、手話通訳者等、要約筆記奉仕員を派遣するコミュニケーション支援事業の活用を促進します。
【推進する事業】
① 手話通訳者派遣事業の推進
町では、宮城県ろうあ協会と手話通訳者派遣事業を委託し意思疎通を図る必要のある聴覚障害のある人向けに手話通訳者等を派遣し、日常生活、社会生活におけるコミュニケーション支援を推進します。
② 要約筆記奉仕員派遣事業の促進
町内にある要約筆記サークルに依頼し、OHP・パソコンを使って文字伝達によりコミュニケーションを図り聴覚障害のある人の社会参加を促進します。

（4）スポーツ・レクリエーション活動の推進
障害のある人が、スポーツ・レクリエーション活動を行うことにより社会参加を促進します。
【推進する事業】
①障害者団体のスポーツ活動支援について
障害者団体の会員の社会参加を推進するため、ニュースポーツ、レクリエーション活動を通して健康増進、会員相互の交流を図りスポーツ・レクリエーション活動を支援します。
（主な事業）障害者団体スポーツ及びレクリエーション教室開催等事業

第３節　教育
現状と課題
障害の重度・重複化、また、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症の発達障害への対応などで、教育機関の場において指導体制や教育環境の充実が求められています。
障害のある子どもの一人ひとりの個性や能力を伸ばし、将来、自立して社会参加することができるよう関係機関が一体となって、発達段階に応じた相談支援を行う一貫した体制を整備し適切

な教育や指導を行うことが重要です。

施策の方向

（１） 一貫した相談支援体制の整備

障害のある子どもの発達段階に応じて、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が一体となって乳幼児期から学校卒業まで障害のある子ども及び保護者に対し、支援を行う体制の整備に努めます。

【推進する施策】

① 個別の教育支援計画の作成について

障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が一人ひとりの多様なニーズに応じた適切な支援を行う一貫して的確な教育的支援を行う計画の作成に努め、効果的な支援を行います。

② 就学指導、相談の充実

障害のある児童生徒の就学指導のため、関係機関と連携し、保護者に適切な相談支援を行い、児童生徒に見合った就学指導を推進します。

（主な事業）心身障害児就学指導審議会

（２） 乳幼児期の支援

乳幼児期においては家庭の役割が重要であるので、療育を必要とする障害のある子どもと保護者に対して早期に適切な療育を支援できるよう関係機関と連携強化し相談・発達支援などの協力体制により、子どもの自立を図ります。

（３） 就学前の保育、教育、療育の充実

障害のある子どもが、障害のない子どもとともに地域の保育所、幼稚園に通い、地域で共に育つ環境を形成します。また、将来、自立して社会参加できるよう早期に療育を図られるよう支援していきます。

【推進する施策】

① 就学前保育、教育の推進

町立保育所、町立幼稚園において、ノーマライゼーションの観点から障害のある子どもを受入れ、教育・療育的ニーズのある子どもに対し、適切に対応するよう努めます。

② 就学前療育の充実

大崎地域広域行政事務組合が運営する「ほなみ園」は、就学前幼児を対象に早期療育を行う療育機関として大崎圏域の市町が支援していきます。児童福祉法の改正により「ほなみ園」は児童発達支援センターの位置づけとして、今後、障害のある子どもが通園する保育所や幼稚園など訪問支援員を派遣し、障害のある子どもの保育所等の利用を促進する機能を備えた療育施設の拠点として充実していきます。

③ 放課後等デイサービスセンターの創設

国は町域単位に放課後等デイサービス事業所を配置する構想を立てており、町では身近な場所で療育が受けられるよう福祉事業者に放課後等デイサービスの創設に向けて働きかけを行います。

（４） 学校教育の充実

学校教育においては、学校教育法が改正され、これまでの特殊教育から特別支援学校や、小・中学校における特別支援学級あるいは通級の指導において、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて、障害のある児童・生徒に生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う新たな教育の考え方の特別支援教育制度へ転換されました。今後も適切な教育が行われるよう学習支援を推進します。

また、障害のある児童・生徒が地域の小・中学校に通学できるよう適切な特別支援教育の推進に努めます。

【推進する施策】

① 教員補助員の配置

小・中学校教員補助員を配置し、障害のある児童・生徒の生活、学習支援を推進します。

② 特別支援学級・就学支援

特別支援学級の児童・生徒に対して、保護者の経済的負担を軽減するため就学に必要な経費を支援します。

③ 教職員研修の促進

特別支援教育に携わる教職員の研修により、資質向上を図ります。

第３部　障害福祉計画に関する事項

第１章 障害者自立支援法の概要

（１）障害者自立支援法の全体像

障害者自立支援法による全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

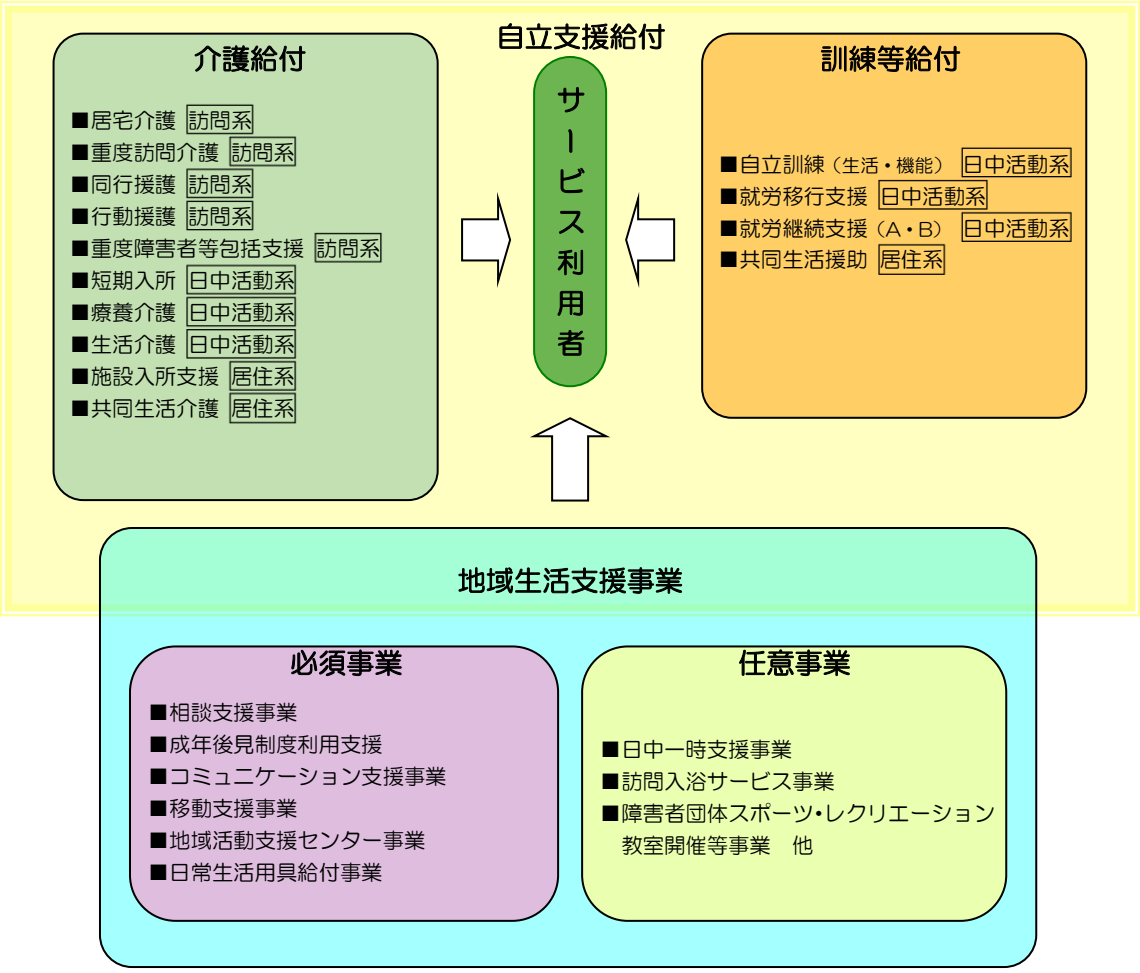

サービスは、障害のある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定される「障害福祉サービス」と市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際の手続きが異なります。

（2）福祉サービスの内容

サービスの名称	内容	
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ・食事や調理・買い物・掃除等の介護等を行います。	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする人で、自宅での入浴・排せつ・食事の介護等から移動中の介護まで総合的に行います。	
行動援護	常に介護を必要とする重度の人で、外出時及び外出の前後に必要な支援を行います。	
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に行います。	
同行援護	視覚障害により移動が困難な方の外出時に、ヘルパーが同行し移動を援護したり、移動に必要な情報を提供します。	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援（A 型＝雇用型、B 型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	
相談支援事業	障害者等の相談に応じて、情報・助言の提供を行います。	地域生活支援事業
成年後見制度利用支援	判断能力の不十分な知的障害のある人・精神障害のある人の成年後見制度の申立てに要する経費と後見人等の報酬を助成します。	
コミュニケーション支援事業	聴覚等の意思疎通に支障がある人に、手話通訳者等を派遣します。	
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。	
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。	

日常生活用具給付事業	日常生活上の便宜を図る用具を給付又は貸与します。	
日中一時支援事業	居宅での介護が一時的に困難になったとき、施設で一時的に預かり、介護等を行います。	
訪問入浴サービス事業	身体障害のため、寝たきりで等で、居宅で入浴が困難な人に訪問入浴を行います。	
障害者団体スポーツ・レクリエーション教室等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、団体会員の体力増強、障害者スポーツを普及します。	

（参考）

◆児童デイサービス

障害者自立支援法に位置付けられた「児童デイサービス」は、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、平成２４年度から児童福祉法に基づく障害児通所支援として「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」として実施されます。

（３）日中活動と住まいの場の組み合わせ

日中活動の場と住まいの場を分け、施設から通所サービスを組み合わせた利用によって地域と交わる暮らしが行われています。

事業体系

日中活動の場		住まいの場
介護給付 ① 療養介護 ② 生活介護 訓練等給付 ③ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ④ 就労移行支援 ⑤ 就労継続支援（A 型、B 型） 地域生活支援事業 ⑥ 地域活動支援センター	＋	障害者支援施設の施設入所支援 または 居住支援サービス （ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム）

（４）障害者自立支援法の動向

平成１８年４月から障害者自立支援法がはじまり、利用者本位のサービス体系の構築、就労支援強化、サービス支給の明確・透明化や安定した財源確保のための負担制度の導入など、これまでの国の障害者制度の根幹を抜本的に改革するものとなりました。

しかしながら、１割負担を原則とする利用者負担の増加、日割報酬による事業者の減収、抜本的制度改正による混乱が大きな課題となりました。国では、特別対策、緊急措置により順次対策を講じ、利用者負担の軽減や事業者の激変緩和措置を実施し、平成２２年度からは低所得者の利用料は無料化とするなど、制度は着実に定着してきました。

平成２１年に国の体制が替り、障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度を構築されることになりました。現在、障害者制度改革が進められており障害者権利条約を批准するため国内法の整備として、障害者虐待防止法の制定、障害者基本法が改正され、また、障害を理由とする差別に関する法律や障害者総合福祉法（仮称）の制定が示されています。このため、平成２２年１２月に、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が法制化され、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）が制度化されるまでの「整備法」として障害者自立支援法が改正されました。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の主な内容

項目（施行日）	内　容
利用者負担の見直し （平成 24 年 4 月 1 日）	①　利用者負担については、原則応能負担に ②　障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算
障害者の範囲の見直し （平成 22 年 12 月 10 日）	①　発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
相談支援の充実 （平成 24 年 4 月 1 日）	①　相談支援体制の強化 ・市町村に基幹相談支援センターを設置 ・自立支援協議会を法律上位置づけ ・地域移行支援、地域定着支援の個別給付化 ②　支給決定プロセスの見直し ・サービス等利用計画案を勘案 ・サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
障害児支援の強化 （平成 24 年 4 月 1 日）	①　児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 ・障害種別等で分かれている施設の一元化 ・通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行 ②　放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 ③　在園期間の延長の見直し ・１８歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退去させられることのないようにする。
地域における自立した生活のための支援の充実 （平成 23 年 10 月 1 日）	①　グループホーム、ケアホーム利用の際の助成を創設 ②　重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護）
その他（平成 24 年 4 月 1 日）	①　成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ
（平成 22 年 12 月 10 日）	②　難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

第２章　第２期美里町障害福祉計画の取組み

町では障害のある人が、地域で自立して生活を送り、安心して働くことができるよう計画的な障害福祉サービスの基盤整備を進め、地域活動支援センター利用者、特別支援学校の卒業生やこれまで在宅生活してきた障害のある人の日中活動の場を確保しました。

１　障害福祉サービス事業所の整備

町は、社会福祉法人を誘致し、法人が旧青生幼稚園を改修し平成２３年４月から障害福祉サービス事業所「わ・は・わ美里」を開所、生活介護、就労継続支援Ｂ型サービスの提供がされています。当事業所には、町が運営する地域活動支援センターの利用者が移行しました。

・生活介護　定員２０人　就労継続支援Ｂ型　定員２０人

２　地域活動支援センター事業の拡充

町では、これまで課題だった主に精神障害のある人で通所できるまで障害が回復せず、社会参加に向けた訓練が難しい心身の状態がある人を対象に日中活動支援や憩いの場として、社会福祉法人に委託し地域活動支援センター事業を拡充しました。

・一日の利用定員　１５人

３　福祉的就労支援の充実

知的障害者更生施設（通所）共生園分場「のぎく」が、平成２３年１月から新体系移行事業所として障害者日中活動支援施設「のぎく」となり、生活介護、就労継続支援Ｂ型サービスの提供をはじめました。町では、事業所の生産活動の基盤整備を支援し、安定した就労支援サービスの定着と利用者の生産意欲の向上に努めました。

第３章　平成２６年度の目標の設定

１　施設入所者の地域生活への移行

基本指針に定める数値目標

平成２６年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成１７年１０月１日時点の施設入所者数の３割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。 平成２６年度末の施設入所者数を平成１７年１０月１日時点の施設入所者から、１割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

平成１８年度から平成２３年度までの期間に施設入所者が地域生活へ移行した人数は６人で、平成２３年度末の施設入所者数は２６人です。

旧法入所施設の新体系移行が終え、地域生活に移行できる生活力のある障害のある人は、既にケアホーム等へ移行しています。施設の聴き取り調査を踏まえ、入所者のうち、１人について地域生活への移行が検討されています。障害者支援施設に入所している人が地域で生活するためには、更なる自活訓練による時間を要するので、平成２６年度までの間に１人の地域移行する人を見込みました。

数値目標の設定

項目	数値	考え方
平成１７年１０月１日時点の入所者数（A）	２７	○平成１７年１０月１日の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	２６	○平成２６年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込（A－B）	1 （４％）	○差引減少見込み数 （　）内は、(A）に対する割合
【目標値】 地域生活移行者数	7 （２６％）	○施設入所から GH・CH 等へ移行した者の数 （　）内は、(A）に対する割合

２　福祉施設から一般就労への移行

基本指針に定める数値目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成２６年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成１７年度の一般就労への移行実績の４倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

平成１８年度から平成２３年度まで福祉施設から一般就労した人は２人でした。雇用環境は東日本大震災の影響を受けさらに厳しい状況で、これまでの実績を踏まえ一般就労移行者数は１人と見込みました。平成１７年度の実績は皆無でしたので、国の基本指針の確保は難しい状況です。

数値目標の設定

項目	数値	考え方
平成１７年度の一般就労移行者数	0	○平成１７年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	1	○平成２６年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

３　就労移行支援事業の利用者数

基本指針に定める数値目標

平成２６年度末における福祉施設の利用者のうち、２割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

これまでの就労移行支援事業の利用者を見ますと、企業等で働いていた人が退職して福祉サービスを利用し再就職を目指す場合と特別支援学校卒業者が利用している状況です。

就労継続支援 B 型利用者が本サービスに切り替える場合は、能力的向上に時間を要するものと考えられます。

今後、就労継続支援 A 型利用者が本サービスを利用できるよう支援することで利用ニーズを創出します。また、特別支援学校の卒業生の利用見込みは若干名ですので、国の基本指針の確保は難しい状況です。

数値目標の設定

項目	数値	考え方
平成２６年度末の福祉施設利用者数（A）	１３６	○平成２６年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	8 （６％）	○平成２６年度において就労移行支援事業を利用する者の数。（　）内は、（A）に対する割合

４　就労継続支援（A 型）事業の利用者の割合

基本指針に定める数値目標

平成２６年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、３割は就労継続支援（A 型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

町内には事業所がなく、また、近隣地域にも数少なく供給体制が不足していることから、国の基本指針の確保は難しい状況です。既存の事業所の定員拡充や新規事業の参入を促進し、就労移行支援事業利用者で一般就労に結びつかなかった方を就労継続支援（A 型）サービスの確保につなげるように努め、平成２３年度の利用者３人から平成２６年度の利用者を７人と見込みました。

数値目標の設定

項目	数値	考え方
平成２６年度末の就労継続支援（A）事業の利用者（A）	7	○平成２６年度末において就労継続支援（A 型）事業を利用する者の数
平成２６年度末の就労継続支援（B）事業の利用者	４６	○平成２６年度末において就労継続支援（B 型）事業を利用する者の数
平成２６年度末の就労継続支援（A＋B 型）事業の利用者（B）	５３	○平成２６年度末において就労継続支援（A＋B 型）事業の利用する者の数
【目標値】目標年度の就労継続支援（A 型）事業の利用者の割合（A）／（B）	１３％	○平成２６年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A 型）事業を利用する者の割合

第４章　各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

１　平成２４年度から平成２６年度におけるサービス等の必要な見込量

○訪問系サービス

種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護 重度訪問介護	４４２時間	４８４時間	５３０時間
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	２３人	２５人	２７人

○日中活動系サービス

種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	１，４２０人日分	１，４８６人日分	１，５３０人日分
	６８人	７１人	７３人
自立訓練（機能訓練）	０人日分	０人日分	０人日分
	０人	０人	０人
自立訓練（生活訓練）	４５人日分	４５人日分	３０人日分
	３人	３人	２人
就労移行支援	９２人日分	９７人日分	１４４人日分
	５人	６人	８人
就労継続支援（A 型）	８８人日分	１１８人日分	１３４人日分
	４人	６人	７人
就労継続支援（B 型）	７３９人日分	８２１人日分	８３２人日分
	３９人	４６人	４６人
療養介護	８人	８人	８人
短期入所	２５人日分	３０人日分	３０人日分
	５人	６人	６人

○居住系サービス

種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助 共同生活介護	２１人	２２人	２３人
施設入所支援	２５人	２５人	２６人

○相談支援

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	１３人	１３人	１２人
地域移行支援	０人	１人	１人
地域定着支援	０人	１人	１人

２　サービス毎の状況

（１）訪問系サービス

①居宅介護　（１月当たりの見込量）

事業名		単　位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者包括支援	利用量	時間分	２４１	４４２	４８４	５３０
	実利用者数	人　分	１６	２３	２５	２７

※平成２３年度は９月利用分（以下同じ。）

【現状等】

訪問系サービスは、障害のある人が地域で住み続けるための重要なサービスです。これまでの利用者数・サービス利用量は、ばらつきがあるものの年々増加しています。今後も、在宅障害者、精神科病院入院者の地域移行などによる利用希望者の増加が見込まれます。

平成２３年１０月から重度の視覚障害を持つ人を対象に、地域生活支援事業の移動支援から介護給付費の同行援護として個別給付化されました。移動支援給付者を切替えしましたが、今後、視覚障害の増加とともに利用者が増えるものと見込みました。

【見込量確保の方策】

町内の事業所数は、平成２３年９月現在で居宅介護等が３箇所です。また、町外の利用事業所は３箇所で大崎圏域の事業所数も相当程度あることから、サービス見込量は十分に確保できるものと考えます。

同行援護については、町内の移動支援事業所が同行援護の事業所指定を受けており、設定した見込量は確保できます。

また、サービスを提供するヘルパーの確保とサービスの質の向上を図る必要がありますので、ヘルパー研修等の充実とヘルパー人員の強化を事業所に働きかけを行います。

（２）日中活動系サービス

①生活介護　（１月当たりの見込量）

事業名		単　位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	利用量	人日分	８９３	１，４２０	１，４８６	１，５３０
	実利用者数	人　分	４５	６８	７１	７３

【現状等】

生活介護は、重度の障害のある人に対し、介護を行い、また、軽作業やレクリエーション活動などの提供を図るサービスです。

旧法支援施設の新事業体系への移行を終えるので大きく増えることはなく、今後は特別支援学校卒業生や在宅障害者の利用ニーズが考えられ、緩やかな増加を見込んでいます。

【見込量確保の方策】

町内には生活介護事業所が２箇所、基準該当生活介護事業所が１箇所あります。新規の利用者は、町内の事業所の定員拡充を働きかけることで十分に確保できるものと考えています。

なお、これまでの利用者は圏域内外の事業所を利用する必要がありますので事業所確保に努めます。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）　（１月当たりの見込量）

事業名		単　位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練（機能訓練）	利用量	人日分	0	0	0	0
	実利用者数	人　分	0	0	0	0

事業名		単　位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練（生活訓練）	利用量	人日分	１２	４５	４５	３０
	実利用者数	人　分	1	3	3	2

【現状等】

地域生活移行を行う上で、機能訓練は身体障害のある人を対象に身体的リハビリテーションを行うサービスで標準利用期間が１年６か月間となっています。また、生活訓練は、知的、精神障害のある人を対象とした生活リハビリテーションを行うサービスで、標準利用期間が２年間と設定されています。

機能訓練の利用者は、これまでいませんでした。今後も、利用希望者は皆無と見込んでいます。生活訓練は、精神科病院入院者の地域移行や在宅生活の障害のある人で社会復帰が困難で生活能力を維持・向上を必要とする人を見込みますが、標準利用期間が経過した利用者は訓練を終えるので利用者は横ばいを見込んでいます。

【見込量確保の方策】

大崎圏域では、機能訓練の事業所はないことと利用希望者もないと見込んでいます。機能訓練を必要とする利用希望者がある場合には、心身状況を踏まえ生活介護事業所と連携し身体機能の維持・向上を図るサービス提供に努めます。

町内には生活訓練事業所がなく町外の事業所を利用することとなり、圏域内では唯一、援護寮が当該事業所に移行しますが事業所数が十分ではありません。現在は他の圏域の事業所を利用していることから、今後も圏域外事業所での利用を確保します。

③就労移行支援　（１月当たりの見込量）

事業名		単　位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労移行支援	利用量	人日分	１２０	９２	９７	１４４
	実利用者数	人　分	8	5	6	8

【現状等】

就労移行支援サービスは、事業所と雇用契約を行うサービスで標準利用期間が２年間となっています。

就労移行支援サービスを利用するものの、一般就労に至らず標準利用期間を終了し他のサービスを利用する状況が見られます。

今後は、特別支援学校の卒業生や企業等を退職した人が再就職をめざす人を見込み、標準利用時間の期限もあって緩やかな増加を見込んでいます。

町内には該当事業所がなく、現在は大崎圏域内と圏域外の事業所を利用しています。

【見込量確保の方策】

町内には該当事業所がないので、今後も圏域内と圏域外の事業所を利用することになり、設定した見込量を十分確保できるものと考えています。

④就労継続支援（A 型）　（１月当たりの見込量）

事業名		単　位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援（A型）	利用量	人日分	６４	８８	１１８	１３４
	実利用者数	人　分	3	4	6	7

【現状等】

就労継続支援（A 型）は、事業所と雇用契約を行うサービスです。

町内には該当事業所がないためこれまで利用者はほぼ皆無でしたが、近隣の自治体に該当事業所が開所したことから利用者が若干増えました。今後、就労移行支援で一般就労に結びつかなかった人や就労継続支援（B 型）で能力向上された人の利用を見込み、漸増するものと考えています。

【見込量確保の方策】

町内には該当事業所がなく、圏域内の事業所と圏域外の事業所で、設定した見込量は十分に確保できるものと考えています。

⑤就労継続支援（B 型）　（１月当たりの見込量）

事業名		単　位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援（B型）	利用量	人日分	５２９	７３９	８２１	８３２
	実利用者数	人　分	２９	３９	４６	４６

【現状等】

就労継続支援（B 型）は、事業所と雇用契約に基づかないサービスです。

今後は特別支援学校卒業生、サービスを利用していない在宅生活の障害のある人、就労移行支援で標準利用時間を終えた人や会社等を退職した人、社会復帰し通所訓練を希望する利用が考えられ、漸増するものと見込んでいます。

【見込量確保の方策】

町内には該当事業所が２箇所あり、定員拡充を町内の事業所に働きかけを行いますが、設定した見込量を確保するためには圏域内の該当事業所を利用する必要がありますので、事業所確保に努めます。

⑥療養介護　（１月当たりの見込量）

事業名		単　位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療養介護	実利用者数	人　分	1	8	8	8

【現状等】

療養介護は、医療を必要とする人への医療機関における機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下で行われる介護などのサービスです。

現在１人の利用者がいますが、児童福祉法の改正により、平成２４年４月から重症心身障害児施設の１８歳以上の入所者は、障害福祉サービスの療養介護を利用することになります。重症心身障害児施設の入所者が７人で、今後も現在の同じ利用者ニーズを見込みました。

【見込量確保の方策】

重症心身障害児施設の入所者については引き続き利用できように努めますので、設定した見込量は確保できます。

⑦短期入所　（１月当たりの見込量）

事業名		単　位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所	利用量	人日分	６５	２５	３０	３０
	実利用者数	人　分	7	5	6	6

【現状等】

短期入所サービスは、家族が必要時に利用するため、年度によってばらつきがみられますが、ほぼ横ばいの利用量となっており、今後も、ほぼ横ばいで推移するものと見込みました。町内の該当事業所は１箇所で、障害種別が限られており、身体の場合は仙台圏域の事業所を利用している状況です。

【見込量確保の方策】

町内には事業所が１箇所のみのため、今後身近のところでサービス利用できるよう事業参入について、町内の事業者に働きかけを行います。当面、知的、精神の場合は大崎圏域・隣接圏域の事業所と身体の場合は仙台圏域の事業所を確保し、設定した見込み量の確保に努めます。

（３）居住系サービス

①共同生活援助及び共同生活介護　（１月当たりの見込量）

事業名		単　位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	実利用者数	人　分	１７	２１	２２	２３

【現状等】

アンケート調査結果からも将来的にグループホームを利用する希望が多いものの今回の計画期間では利用まで結びつかないと考えます。今後、入所施設等からの地域生活移行の人、家族から自立生活を希望する人の利用者のニーズを勘案し徐々に増えるものと見込みました。

【見込量確保の方策】

今後の需要に対し居住の場となるグループホーム・ケアホームが不足するものと見込まれますので、町内の福祉事業者をはじめ事業参入を促します。また、近隣市町に新しくグループホーム・ケアホームが整備されますので、今後、圏域内外の事業所の空き情報を把握し設定した見込量の確保に努めます。

②施設入所支援　（１月当たりの見込量）

事業名		単　位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	実利用者数	人　分	２７	２５	２５	２６

【現状等】

町内には該当サービスはなく圏域内外の事業所を利用している状況です。アンケート調査結果を見ても今後も親亡き後の居住の場として希望する人が多数あるものの、施設の待機状況を考えますと横ばいの見込量を設定しました。

【見込量確保の方策】

今後の利用ニーズに対し、事業所の空き状況を情報収集し設定した見込量の確保に努めます。また、施設の入所待機者のうち、自立生活できる人は、ケアホーム等の利用を促し待機解消に努めます。

（４）その他サービス

相談支援　（１月当たりの見込量）

事業名		単　位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	実利用者数	人　分	－	１３	１３	１２
地域移行支援	実利用者数	人　分	－	0	1	1
地域定着支援	実利用者数	人　分	－	0	1	1

【現状等】

相談支援事業は、法改正により平成２４年４月からサービス等利用計画を作成する対象者が、障害福祉サービスを利用する全ての方となり、大幅に拡大されます。サービス等利用計画を作成

する計画相談支援は、支給決定時に作成するサービス利用計画と支給決定後のサービスの利用状況を検証し、計画を見直す継続サービス利用支援（モニタリング）です。対象拡大に当たりまして、相談支援の提供体制の確保を考慮し、平成２４年度は新規利用者、現行サービス利用計画作成費対象者及び施設入所を優先とし、平成２６年度まで段階的に拡大し、利用者数が平準化するように見込みました。

地域移行支援は、施設の入所者、精神科病院入院者が地域生活に移行するため、住宅の確保、新しい生活の準備支援、障害福祉サービス事業所の体験などの同行支援をはじめ集中的な支援を必要する人の相談支援を行い、精神科病院からの退院可能な精神障害のある人を年間１人と見込みました。

地域定着支援は、施設、病院から退所、退院した人、単身生活している人、地域生活が不安定な方を対象とし、地域移行支援を受けた精神科病院からの退院者や一人暮らしする者を見込み、安心した生活を確保するため連絡が常に取れるようにし、緊急時における対応などの相談支援を行います。

【見込量確保の方策】

指定特定相談支援事業者の確保については、町内の事業者をはじめ近隣地域の事業者の参入を促します。

指定一般相談支援事業者は、実績がある従来の指定相談支援事業所の確保に努めるとともに、今後、町内の事業者参入を促進します。

第５章　地域生活支援事業の実施に関する事項

１　必須事業

（１）相談支援事業

①障害者相談支援事業

【実施に関する考え方】

町の障害者相談支援事業については、平成１８年１０月から大崎圏域１市４町が共同により障害種別ごとに２つの指定相談支援事業所に委託し、大崎市内に相談支援事業所を設置し運営しています。

また、圏域内に地域自立支援協議会を設置し、官民協働型の運営体制の構築に努めています。各種サービス事業所、関係機関との情報交換を図り、地域の課題を抽出し、福祉的課題を検討し解決を図りながら、地域のネットワークで障害のある人や家族の暮らしを支える地域支援システムの体制づくりを目指します。今後、町独自の地域自立支援協議会を設立するため準備を進め、町内のサービス事業所等とネットワークを構築し、圏域の地域自立支援協議会との連携を図ります。

【事業量の見込み】

当面は、圏域の自治体で共同委託して相談支援事業を継続しますが、相談内容の多様化や障害者虐待防止法の制度化、成年後見制度利用支援事業の必須化など、障害のある人を取り巻く環境が変化していることから、３障害を対象に町域単位で相談支援事業所を設置することを検討し、身近な場所で必要な時に必要な相談対応ができるよう体制を確保します。

②成年後見制度利用支援事業　（年間の見込量）

事業名		単　位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	人　分	0	1	1	1

※平成２３年度は４月から９月までの利用分（以下同じ。）

【実施に関する考え方】

法改正により成年後見制度利用支援事業は必須事業となり、親亡き後の対応として権利擁護を進める上で成年後見制度の利用が高まるものと考えられます。

【事業量の見込み】

施設入所者で身寄りがない利用者がいますので、利用ニーズとして見込みました。

（２）コミュニケーション支援事業　（年間の見込量）

事業名	単　位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者派遣事業	件	0	１０	１０	１０
要約筆記奉仕員派遣事業	件	1	1	1	1

【実施に関する考え方】

手話通訳者派遣委託事業は、社団法人宮城県ろうあ協会に委託し実施しています。本事業を受託する事業所は、県内では宮城県ろうあ協会のみとなっています。

また、要約筆記奉仕員派遣事業は、圏域内でグループ構成している団体に委託しており、グループには町民も活動していて、今後も身近なグループに依頼します。聴覚障害のある人の意思疎通を図る上で重要であり、事業の情報提供を図るとともに緊急に利用する場合でも柔軟に対応していきます。

町では協会と共催して手話奉仕員養成講座を実施し、受講者は宮城県の手話奉仕員として登録されました。今後も、奉仕員の育成、確保に努めてまいります。

【事業量の見込み】

手話通訳者派遣委託事業は、月の平均利用は１回程度で通院、社会参加、就職活動などに利用されており、今後も現在の利用者と同程度の利用者ニーズを見込んでいます。

要約筆記奉仕員派遣事業は、これまでの利用は年１回程度で主に行事に利用されています。今後も現在と同程度見込みました。

（３）移動支援事業　　（年間の見込量）

事業名		単　位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	利用量	時間分	１６．５	３３	４３	５３
	実利用者数	人　分	２	４	４	５

【実施に関する考え方】

町では、個別支援型の利用によるもので、グループ支援型での要望はなく、また町の住民バス事業がありますので車両移送型は実施しません。

町内には、移動支援事業所を２箇所確保しており、また町外の登録事業所もありますので、移動支援を必要とする人が容易に利用できるよう登録事業所と連携し、障害のある人の社会参加を促進します。

【事業量の見込み】

視覚障害の同行援護サービスが始まったので、今後は横ばいの状態で推移するものと見込みました。また、一人当たりの利用時間は、利用者のサービス利用が安定し利用が増えるもの見込み増加傾向になると見込みました。

（４）地域活動支援センター事業　　（１月当たりの見込量）

事業名		単　位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター事業	実利用者数	人　分	９	１５	１５	１５

※平成２３年度は９月利用分

【実施に関する考え方】

地域活動支援センターについては、平成２３年４月から通所して訓練を行うまで心身の状態が回復せず、または回復途上にある在宅障害者の社会復帰に向けた日中活動の場として事業を拡充し実施しています。今後も在宅障害者を閉じこまらせず、社会参加に向けた支援を推進します。また、充実したサービス提供を図ため従業者の確保に努めます。

【事業量の見込み】

一日の利用定員を１５人とし、精神障害のある人をはじめ在宅に引きこもりがちの障害のある人の利用促進を図ります。

（５）日常生活用具給付事業　　（年間の見込量）

事業名	単　位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①　介護・訓練支援用具	件	0	1	1	1
②　自立生活支援用具	件	0	1	1	1
③　在宅療養等支援用具	件	5	7	7	7
④　情報・意思疎通支援用具	件	1	2	2	2
⑤　排泄管理支援用具	件	３２２	４０２	４１９	４３７
⑥　居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	1	0	1

【実施に関する考え方】

障害のある人でも安全で用意に使用できる用具を給付し、動作を補助することで日常生活上の困難を改善し、自立支援と社会参加を促進します。

【事業量の見込み】

大腸がんなどによる直腸機能障害の人が増加し､それに伴う排泄管理支援用具(ストーマ装具)の給付が増えており、今後も漸増する見込みを設定しました。また、排泄管理支援用具以外の支援用具は横ばいの傾向を見込みました。

２　任意事業

（１）日中一時支援事業　　（年間の見込量）

事業名		単　位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	利用回数	件	２３２	５０６	５３１	５５６
	実利用者数	人　分	３２	３５	３６	３７

【実施に関する考え方】

町内には３箇所の日中一時事業所があり、利用者ニーズを充分に確保できるものと見込んでいます。介護負担軽減を図り介護者を支援するため日中一時事業の利用促進を図ります。

【事業量の見込み】

町内に新しい障害福祉サービス事業所が開設されたことから、その利用者が日中一時支援事業を利用することを見込み、また、障害のある子どもの放課後支援などの利用が増加するものと考え今後も利用回数は漸増するものと見込みます。

（２）訪問入浴サービス事業　　（年間の見込量）

事業名		単　位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴サービス事業	利用回数	件	１１	５２	５２	５２
	実利用者数	人　分	1	1	1	1

【実施に関する考え方】

生活介護サービスを利用できず、居宅介護（二人介護）の利用も困難な寝たきりの重度の身体障害のある人を対象とします。町内には訪問入浴サービスを行う介護保険事業者を登録し、サービス提供を確保しています。

【事業量の見込み】

現在の利用者はありませんが年間利用者を１人と見込み、今後も同程度続くものと見込みました。

（３）障害者団体スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

【実施に関する考え方】

町内の障害者福祉協会のスポーツ活動を支援し、会員相互の交流、体力増強を図り、社会参加を促進します。

第４部　計画の推進と進行管理について

この計画の推進に当たっては、関係機関、関係団体又は庁内の関係課と連携を図りながら総合的、計画的に推進していきます。また、計画の実効性を確保するため関係団体で構成する地域自立支援協議会に定期的に報告し、計画の着実な推進を図ります。

平成２４年４月から障害者自立支援法の改正により自立支援協議会が法律上位置づけられ自立支援協議会を設置した市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合にはあらかじめ自立支援協議会の意見を聴取することになります。現在、大崎圏域１市４町で共同設置した大崎地域自立支援協議会がありますが、町域単位ではまだ設置されていませんので、今後、町単独の自立支援協議会の設立に努めます。

障害福祉用語の解説

【あ】

●アウトリーチ（訪問支援）

行政機関などに来ることができない地域の住民に対して、施設から外に出て、直接、健康教育、相談などの保健サービス等を提供すること。

●オストメイト

膀胱がんや大腸がんなどの治療のため、外科手術により腹部に人工肛門、人工膀胱などの排出口（ストーマ）をつけた人の総称。オストメイトは排出口（ストーマ）に排泄、排尿に対応するための袋（パウチ）を装着し、ある程度溜まったところでトイレに流すなどの方法で処理を行う。

【か】

●ガイドヘルパー

ホームヘルパーの一種で、視覚障害や全身性障害のある人等の外出時における移動の介護を専門的に行う介護者のこと。

●学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態。

●キャップハンディ体験

ハンディキャップを持った人の状況を疑似体験することで、ハンディキャップのある人の置かれている状況や環境、障害に対する理解を深める活動。

●居宅介護

自宅で入浴や排せつ・食事や調理・買い物・掃除等の介護等を行うサービス。

●グループホーム

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス。

●ケアホーム

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービス。

●ケアマネジメント

障害のある人の地域における生活支援するために、障害のある人の意向を踏まえて、幅広いニーズと地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結び付けて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

●合理的配慮
　障害のある人一人ひとりの障害に応じた対応のこと。障害から派生する問題を障害のある人自身の自助努力を求めるのではなく、社会的環境を適切な変更や調整によって解決することをいい、過大な負担がない限り、社会に対して当然求められる基本的人権の行使であること。

●高次脳機能障害
　交通事故や転倒などによる外傷性脳障害や脳血管障害・脳腫瘍などの疾患により、脳の一部が損傷を受けることで、記憶、意思、感情などの高度な脳の機能に障害が現れる症状をいう。

【さ】
●災害時要援護者支援制度
　重度の障害のある人やひとり暮らしの高齢者など、日常においても支援を必要とする人（要援護者）に対して、災害時などにおいて地域の中で避難介助や安否確認などの支援を受けられるようにする制度。

●試行雇用（トライヤル雇用）制度
　事業主と有期雇用契約を締結し、3か月間の試行雇用を行います。就職に対する不安を軽減し、事業主と障害のある人の相互の理解を深め、その後の常用就労を目指す制度。

●重度訪問介護
　重度の肢体不自由で常時介護を必要とする人で、自宅での入浴・排せつ・食事の介護等から移動中の介護まで総合的に行うサービス。

●就労移行支援
　一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

●障害者雇用支援月間
　９月は障害者雇用支援月間とし、事業主のみならず、広く国民に対して障害者雇用の機運を醸成するとともに、障害のある人の職業的自立を支援するため、様々な啓発活動が展開される。

●障害者週間
　障害者基本法において、１２月３日から１２月９日までを「障害者週間」と明記し、国民の間に広く障害のある人の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害のある人があらゆる分野の活動に積極的な参加する意欲を高めるために設けられ、様々な啓発活動が実施されている。

●職場適応援助者（ジョブコーチ）制度
　事業所にジョブコーチを派遣し、障害のある人や事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施する制度。

●自立支援医療
障害のある人が、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付する。身体障害のある人を対象とした「育成医療」「更生医療」と精神科へ通院している方を対象とした「精神通院医療」がある。

●身体障害者相談員
身体障害のある人の福祉の増進を図るため、身体に障害のある人の相談に応じ、身体障害のある人の更生のために必要な援助を行う。

●成年後見制度
知的障害・精神障害や認知症などのため判断能力が不十分な人に対して、裁判所の裁定に基づき、成年後見人が契約や財産管理、身上監護などの法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。

【た】
●地域活動支援センター
創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うサービス。

●地域自立支援協議会
障害のある人、障害のある子どもの保護者又は介護者と市町村、サービス事業者等、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議。

●地域福祉権利擁護事業
障害のある人や高齢者など、自己決定を行うために必要な判断能力が十分でない方の日常生活のおける困りごとの相談に応じるほか、福祉サービスの利用に対する援助や、日常的な金銭管理の支援を行う事業のこと。

●注意欠陥／多動性障害（ADHD）
注意持続の欠如もしくはその子どもの年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴。この３つの症状は通常７歳以前に現れる。

●知的障害者相談員
知的障害のある人の福祉の増進を図るため、知的障害のある人又はその保護者の相談に応じ、知的障害のある人の更生のために必要な援助を行う。

●同行援護
視覚障害により移動が困難な方の外出時に、ヘルパーが同行し移動を援護したり、移動に必要な情報を提供するサービス。

【な】

●難病

特定の疾患群を指す医学用語ではないが、厚生労働省の定めた「難病対策要綱」では①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病、としている。難病のうち指定された特定の疾患を特定疾患という。

●日常生活用具

重度障害のある人の日常生活の利便を図るため給付・貸与されるもので、特殊寝台、ストーマ装具などがある。

●日中一時支援事業

居宅での介護が一時的に困難になったとき、施設で一時的に預かり、介護等を行うサービス。

●ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、ともに地域で日常生活を送れるような社会こそが普通（ノーマル）の社会であるという考え方。

【は】

●発達障害

発達障害は、多くは乳幼児期に現れる脳機能障害で、発達障害者基本法で「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と定義されています。乳幼児期に様々な原因が影響し、発達の「遅れ」や能力獲得の困難さが生じる特徴がある。

◇自閉症

多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障害で、対人関係の障害、コミュニケーションの障害、パターン化した興味や活動の３つの特徴を持ち、生後間もなく明らかになる。

◇アスペルガー症候群

広い意味での自閉症の１つの類型で、自閉症の３つの特徴のうち、対人関係の障害とパターン化した興味や活動の２つの特徴を有し、コミュニケーションの目立った障害がない。

◇広汎性発達障害

自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性障害を含む総称。

●バリアフリー

障害のある人や高齢者が生活をする上で妨げとなっているもの（バリア）を取り除いて、住みやすい生活環境をつくることをいい、段差等の物理的障壁のほか、社会的・制度的・心理的障壁

の除去をいう。

●福祉有償運送
NPO 法人や社会福祉法人等が、身体障害のある人や要介護認定を受けた方等を対象に、乗車１１人未満の車両を使用して有償で行う移送サービスのこと。

●法定雇用率
障害者雇用促進法で定められている障害のある人の雇用割合のこと。

民間企業	１．８％	特殊法人	２．１％
国、地方公共団体	２．１％	都道府県等教育委員会	２．０％

●ホームヘルプ→居宅介護

●補装具
身体に障害のある人の障害を軽減・補完し、日常生活や社会生活を容易にするための用具で、義肢、盲人用つえ、補聴器、車いすなどがある。

【や】
●要約筆記
聴覚障害のある人に、話の内容をその場で文字にする筆記通訳のこと。

【ら】
●療育
障害のある子どもの治療と教育を意味し、具体的には障害の軽減や障害の進行予防、精神面における発達の援助、日常生活動作を身につけ社会性を発揮させる援助などを行う。

【A】
●ALS
筋委縮性側索硬化症のこと。ALS は、脊髄、脳幹の運動ニューロンの変性により、全身の筋肉が萎縮する原因不明の疾患で、神経難病の中でも最も症状が重篤で予後が不良な疾患の一つ。

第２期美里町障害者計画
（第３期美里町障害福祉計画）
発行年月：平成２４年３月
発行：宮城県美里町健康福祉課
〒987-0004 宮城県遠田郡美里町牛飼字新町５１番地
TEL0229-32-2941　FAX0229-32-2942